

平成 2 0 年 6 月 6 日 (金曜日) 第 2 回定例会

出席議員 (1 8 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	1 0 番	柏 倉 信 一	議員
1 1 番	鈴 木 賢 也	議員	1 2 番	松 田 孝	議員
1 3 番	新 宮 征 一	議員	1 4 番	高 橋 勝 文	議員
1 5 番	佐 藤 暘 子	議員	1 6 番	川 越 孝 男	議員
1 7 番	那 須 稔	議員	1 8 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長	那 須 義 行 総 務 課 長 (併 選 挙 管 理 委 員 会 長)
菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長	丹 野 敏 晴 総 合 政 策 課 長
奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長	尾 形 清 一 財 務 室 長
熊 谷 英 昭 税 務 課 長	安 彦 浩 市 民 生 活 課 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	犬 飼 弘 一 建 設 課 長
山 田 敏 彦 花 緑 世 せ ら ぎ 推 進 課 長	佐 藤 昭 下 水 道 課 長
安 孫 子 政 一 農 林 課 長	犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長
秋 場 元 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長
那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長	今 野 要 一 (兼) 会 計 課 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	兼 子 善 男 病 院 事 務 長
高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長	兼 子 良 一 学 校 教 育 課 長
片 桐 久 志 監 査 委 員	工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長
清 野 健 農 業 委 員 会 長	兼 子 良 一 生 涯 学 習 課 長
	兼 子 良 一 監 事

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

平成 20 年 6 月第 2 回定例会

議事日程第 2 号
平成 20 年 6 月 6 日（金曜日）

第 2 回定例会
午前 9 時 30 分開議

再 開
日程第 1 一般質問
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 2 号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

発言の申し出

伊藤忠男議長 総合政策課長より発言の申し出がありますので、これを許します。総合政策課長。

菅野英行総合政策課長 おはようございます。

5月30日の本会議におきまして、平成19年度土地開発公社の決算及び20年度の予算についての行政報告につきまして、川越議員の方から御質問のありました土地処分のあっせんについてお答えいたします。

土地開発公社が保有する土地につきまして、民間業者に処分のあっせんを依頼いたしまして、あっせんがあった場合、報酬を支払うということを行っておりますけれども、平成19年にどれぐらいのあっせん件数があったのか、またあっせんの傾向といたしますか、多くなっているのか少なくなっているのかというふうなその状況の御質問でしたけれども、平成19年度におきまして、あっせんによる処分はございませんでした。

また、この制度は、平成15年度から毎年県宅地建物取引業協会の寒河江支部を通しましてあっせん依頼を行っているところでありますけれども、これまで残念ながらあっせんの実績はないということでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

伊藤忠男議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め 60 分以内とし、質問回数は 4 回までとなっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成 20 年 6 月 6 日 (金)

(第 2 回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	認証保育所制度について	無認可こども園の市独自の認証制度の導入について	11 番 鈴木 賢也	市長
2	農業政策について	今後の営農の誘導方向とその対応について 2007 年度農業白書による食糧事情の危機感について 農産物等の輸出時代における輸出定番商品の創出について		市長
3	後期高齢者医療制度について	国民の批判が強いこの制度は廃止をすべきと思うが、市長の見解を伺いたい 後期高齢者の特定健診について 低所得者の保険料対策について 後期高齢者医療制度との関連について 改定の内容について 資格証明書の発行が増えていることについて	15 番 佐藤 暘子	市長
4	国民健康保険税の改定について			市長
5	少子化対策・子育て支援について	義務教育課程の児童に対する医療費免除について	5 番 杉 沼 孝 司	市長
6	耐震対策について	市庁舎耐震診断結果と、その結果を受けての市庁舎の耐震対策及び市の耐震対策全般について 最近の行政対応の問題点について フローラ SAGAE 改修工事の対応について 繰越明許費の対応について	16 番 川 越 孝 男	市長
7	政治姿勢について			市長 教育委員長

鈴木賢也議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 1 番、2 番について、11 番鈴木賢也議員。

〔 11 番 鈴木賢也議員 登壇 〕

鈴木賢也議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、通告番号 1 番、2 番について質問いたします。

認証保育所制度について。

少子高齢化時代と言われる昨今、本市の状況は、就学前ゼロ歳から 5 歳では、平成 15 年 2,425 人、平成 21 年 2,416 人とほぼ横ばいの推計が出ています。

しかし、ゼロ歳、二、三歳児は、平成 15 年を 100 とした場合、95、96、98 と少子化傾向にあります。こうした傾向はどの自治体にでも見られ、少子化対策は喫緊の課題であるわけで、ゼロ歳から 5 歳までの就学前の保育対応というものが大事なことでと考えております。

こうした中、5 月 15 日の新聞報道によると、天童市の認可外保育施設で昨年 11 月に起きた幼児の死亡事故を受け、市独自の基準を設けた認証する制度を導入したとのこととあります。安全性向上を図ることを目的としたものですが、信用を高めるねらいでもあるわけです。

子供の数は減少しても、共稼ぎ、核家族などの保育施設利用の需要はふえております。事業所内保育施設、保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ認定こども園、家庭で子供を預かる保育ママ、無認可こども園などがふえている傾向にあります。これらの施設について聞いてみますと、柔軟な運営体制を生かす、きめ細かな保育を心がける、認可施設に負けない保育を頑張っているということとあります。

そこで、市長に質問であります。認可外施設について、ある一定の基準を満たさなくとも、市独自の基準を策定する認証制度を導入することにより、安心・安全な保育行政が一段と幅を広げると思いますが、市長の御所見をお聞きします。

今後の営農の誘導方向とその対応について。

農業の衰退が顕著になっております。国・県・市の予算を見ると、財政的にも減額の一途にあります。農家にとっては、農業経営が厳しく、先行きが見えない状況にあります。

それにつけても、農家の所得向上を図るのに、新技术を指導する人が少なくなった。農家の資金繰りも大変である。後継者の研修の場が極めて少ない。また、農業者同士の懇談する場が少なくなったという声が聞かれます。

さらに、最近は関連企業の農業参入が予想されているが、これらにどう対処すればよいのか、地域農業の活性化のために論議するべきと考えます。

以上の観点から、一つ、今後の農業に見据えた県の計画や農業団体等の取り組みに対する農家指導のあり方について、市としてどのように取り組みを期待しているのか、率直な意見を賜ります。

2、これから規模拡大、企業的農業の展開が予想されますが、これらに対応した寒河江市独自の研修制度の構築が必要と考えますが、御所見をお伺いします。

3、収益性の高い新作物導入が大切であり、稲作、さくらんぼ、バラ、畜産、施設園芸等の先進農家による話し合いの場を設け、今後のあり方を含め、営農活性化の実践のための御所見をお伺いいたします。

2007 年度農業白書による食糧事情の危機感について。

2007 年の農業白書が公表されました。これによると、国際的需給の逼迫など、食糧をめぐる情勢は、かつてない変化が起きている。食糧自給率が 40% を割り込み、食糧事情に強い危機感を示しています。世界の食糧は、中、長期的に逼迫する可能性が高いとの予測を示しています。

この状況のもとで、米の生産調整のあり方について、現行体制でよいのか、本市の対応と取り組みについてお伺いいたします。

農産物等の輸出時代における輸出定番商品の創出について。

山形農産物等輸出戦略が策定されましたが、台湾や香港に向け、日本国内でも輸出産品の産地間競争も激しさを増しています。輸出ルートの確保や信頼できる現地バイヤーの確保などの課題が大きいと思えます。

市内の生産者や農業団体、流通、そして行政機関が連携体制をつくり、地域農産物や加工食品の寒河江市定番商品をどうつくり出していくか、これからの取り組みについてお聞きします。

第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、無認可こども園の市独自の認証制度の導入の問題でございます。

平成17年の寒河江市の人口1,000人当たりの出生数の割合である出生率を見てみますと、県平均7.7を上回る8.8と県内3番目となっておりますが、就学前児童数は、他市町村同様減少傾向にございます。

しかし、子供の出生数が減ってきているとはいえ、核家族化の進行や共働き世帯の増加に加え、ゼロ歳から2歳までの低年齢児の保育需要が近年ふえてきております。

そのため、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、御案内のとおりお仕事と子育ての両立支援策として、全保育所での延長保育を実施しております。加えて、たかまつ保育所やにしね保育所の増改築工事等によりまして、乳幼児保育の受け入れ拡大などを行ってきたところであります。

しかしながら、ゼロ歳から2歳までの低年齢児保育の多くは、現在も認可外保育所で受け入れていただいております。3歳から5歳児は市立保育所と幼稚園で半数ずつ受け入れている状況となっております。

本市の認可外保育所の状況を申し上げますと、事業所内保育所が2カ所、及び一時預かりのみの施設1カ所を含め、合計8カ所でございますが、すべての施設で国が定めた認可外保育施設指導監督基準を満たした運営がなされており、毎年市の立ち会いのもと、県の立入調査も受けているところでありますので、安心して預けられる保育施設であると考えております。

さて、御質問の認可外保育所の認証制度でございますが、県内では山形市、米沢市、新庄市、また最近では天童市が認証制度を導入し、現在4市で実施している状況でございます。どの市の認証基準も国で定めた認可外保育施設指導監督基準を上回る基準となっており、この基準を満たす施設に対し、認証保育所としての資格を与え、認可外保育施設の水準向上と利用者の利便向上を図る制度となっているようであります。

そこで、提案されました認証制度の導入についてでございますけれども、他市の状況をお聞きしますと、認証制度を導入することによりまして、認可外保育所職員の保育にかける意欲の向上と、保護者に対する安心感の確保も得られるようでございます。より安心、より安全な保育行政が推進されることになると考えますので、本市におきましても、今後認証制度を導入してまいりたいと思っております。

次に、農業政策に何問かの御質問がございました。順次お答え申し上げます。

初めに、今後の営農を見据えた県の計画や農業団体等の取り組みに対する農家指導のあり方について、市はどのような取り組みを期待しているかの御質問でございますが、本市では、さくらんぼを中心とした果樹・野菜・花卉などの収益性の高い園芸作物の導入、施設化及び観光農業を積極的に取り入れた寒河江型農業の構築を目指しておりまして、高品位農産物の生産、水田農業ビジョンに掲げる地域の特例作物及びわさび菜、それから啓翁桜の花木など、新規作物を導入しながら生産の振興に努めております。

これらの新規作物などが消費者が求める安全・安心な、そして高品位の付加価値の高い農産物として安定生産を図るためには、生産農家の技術の確立が肝要でございます。

このため、栽培技術については、専門的立場の県西村山農業技術普及課からは、洋種枝物花木の導入による花木産地の育成のため、JAさがえ西村山花木部会へのライラックの栽培指導及びさくらんぼ施設栽培の産地強化のため、JAさがえ西村山管内のハウスさくらんぼ生産者に対するところの省エネ技術導入の推進や、結実確保対策のための栽培技術講習会などを開催していただき、指導を行っていただいております。

また、さがえ西村山農協では、営農窓口には営農指導員を配置しまして、農家への栽培指導を行い、JAアグリ店には営農及び防除に係る専門指導員を配置し、ポジティブリスト制度に配慮した農薬の使用及び防除方法など、農家からの相談に対する指導を行っております。

今後もさくらんぼの受粉対策及び開花時期における灌水対策など、指導体制というものを強化充実いたしまして、消費者ニーズに合った付加価値の高い農産物生産のための適切な営農指導を行っていただきながら、生産農家への情報の提供も行っていきたいと考えております。

次に、これから規模拡大、企業的農業の展開が予想されますが、これらに対応した寒河江市独自の研修制度の構築等についての御質問がございました。

農業機械等のコスト削減及び農地の効率的利用を図るためには、農地の集積による規模拡大が進み、今後は企業感覚による農業経営が進むものと考えております。

このため、変化する農業情勢に対応していくためには、新たな視野、感覚での対応が望まれることから、本市では平成14年度から休止しておりました海外派遣研修事業というものを今年度から復活させ、国際化に対応できる経営感覚にすぐれた農業の担い手の育成に取り組んでいくこととしております。

なお、これまで延べ51人の方が研修を行っており、現在では担い手の中核として本市農業を支えていただいているところでございます。

また、さがえ西村山広域農業活性化センターでは、集落営農組合を対象に法人化に向けた一元経理に関する研修会を開催しており、県農業技術普及課及び県担い手支援センター、山形県立農業大学校など、関係機関が開催する研修会等の情報も提供してまいります。

次に、収益性の高い新作物導入に向けて、稲作、さくらんぼ、バラ、畜産、施設園芸等の先進農家による話し合いの場を設けることについての御質問がございました。

御質問のとおり、新作物導入につきましては、栽培から販売、流通までの情報が不可欠であるとともに、多くの農家はその情報を共有することによりまして、ブランド力のある新作物の安定供給が可能になると考えているところであります。

このようなことから、これまで西村山地方農業士会や農業実践者セミナーなどさまざまな会議の中で情報交換が行われてきたところでございます。今後もさらに話し合いの場を設けることについて、関係機関や生産者と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、2007年度の農業白書が食糧事情の危機感を示す中で、米の生産調整のあり方について現行体制でよいか、本市の対応と取り組みについての御質問がございました。

国際的には、異常気象による干ばつ等による農産物の生産の減少及び発展途上国の食糧需要の増大など、食糧事情が大きく変化する中で、食糧の6割を海外に依存する我が国といたしましては、国内生産の増大を図ることを基本といたしまして、これと輸入と備蓄とを適切に組み合わせる方針のもと、食糧自給率の向上等に積極的に取り組む必要があるとしております。

しかし、昨年度産米につきましては、過剰作付により主食用の需要予測を大きく上回る状況となり、また国内需要量の減少などにより、米の価格は大幅に下落いたしました。御案内かと思えます。

このため、国においては、米価の安定を図るためには、生産調整の実効を確保する観点から、食糧法に基づく基本的枠組みは維持しつつ、今年度から生産調整をさらに拡大、5カ年間の継続するところの農家に対しましては、踏切料として緊急一時金を交付する地域水田農業活性化緊急対策を導入し、取り組みを強化するなど、生産調整の進め方の見直しを行っております。

本市といたしましては、国から集落営農組合及び認定農家へ支払われる昨年度産米の収入減少補てん、いわゆるならし交付金及び産地づくり交付金などは、米の生産調整、転作面積の100%の達成が要件であることから、米の生産調整の実効確保は必要不可欠と考えております。そのためにも、市水田農業推進協議会と連携を図りながら、収益性の高い転作作物の作付を推進してまいりたいと考えております。

次に、市内の生産者や農業団体、流通、そして行政機関が連携体制をとり、農産物や加工食品で農産物等の輸出時代における輸出定番商品を市としてどうつくり上げていくか、これからの取り組みについての御質問もございました。

我が国の農業総算出額は減少傾向で推移しておりまして、また、少子高齢化の進展により人口が減少局面に入っている中、新たな市場の開拓が必要となっております。このため、農林水産省が21世紀にふさわしい戦略産業に成長することを目指しまして、我が国の農林水産物、食品は、国内消費向けであることの固定観念を打破し、海外に新たな市場を求めることが重要としております。

御案内のとおり、本県においても、台湾ヘリンゴなどの農産物が輸出され、安全・安心な県産農産物として高値で販売されており、本市の特産品であるさくらんぼやラ・フランスなども、国際的にはブランド力のある農産物であると考えております。

しかしながら、海外への新たな市場開発となりますと、流通経路の確保や市場調査などが大変重要であると考えられることから、今後、農協及び関係機関とともに調査・検討をしていかなければならない

ものと思っております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 鈴木議員。

○鈴木賢也議員 どうもありがとうございました。

やはり、無認可保育所が認証になれば、無認可保育所では朝早くから夜遅くまで、ゼロ歳から2歳を保育しています。やはり補助費も少なく、安い給料で、また事故以来風評に耐え一生懸命保育をしております。それをできるのも、やはり子供が大好きだという本音があるからではないかなと思っております。

やはり認証になれば、保育士も親も安心・安全で心から保育ができる、保育所もすばらしく向上になるということでもありますので、大変ありがとうございました。無認可保育所の方も喜んでおると思いますが、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

また、営農の指導を見ましても、県の営農指導者を見ますと、10年前は25名であったのですが、今は15名の専門化した体制で指導しております。やはりこれからは、指導強化するには、行政的に関係機関との連携が最も大切ではないかなと思っております。

それから、研修制度でありますけれども、やはり研修制度もことしから始まるということでありまして、本当にありがとうございました。やはり変化する農業に、若い人は研修の場が一番の勉強であり、市の農業の活性化を生む源ではないかなと思っております。研修制度をしていただきまして、そして活用して、大いに勉強になると思っておりますので、ありがとうございました。

それから、話し合いの場を持つということでもありますけれども、いろいろな作物をつくるということで、今いろいろなことをやっております。市長が言うように、トルコキキョウとかライラック、また指定トマトとかギガンジウムとか新しい作物を今、寒河江市の農家でやっております。それもいろいろな話し合いの場を設けて、それを営農体制につくるということが期待できるわけでありまして、やはりそういう方向に進んでいくこと、またしていくということでもありますので、本当にありがとうございました。

また、食糧の需要の変化でありましたけれども、きょうの朝日新聞にもありましたけれども、買えない発展途上国と買える金持ちの日本が、少ない食糧をとり合う姿はよくないということで、日本が減反しているのはもったいないという町村発言がありますけれども、やはり年々1%ずつ米の需要が減っている中で、やはり39%に落ち込んだ自給率を上げるには、米粉の生産をふやすということが大切だということになっています。

今、小麦や大豆への転換が進んでおりますけれども、日本のように雨が深い、また山形でも雨が深い、土壌が湿っているということでは生産が厳しいということでもありますので、この昨年の作付過剰で大変米の価格が暴落いたしましたけれども、やはりそういう時代にあってどういう方向に農業を持っていくかという、食糧を見た国内農業のあり方が今大変だということ考えています。やはり寒河江市もそういうことを考えて、寒河江市からどういうふうな農業をするということを発信してもいいのではないかなと思っております。

また、米も輸出する時代でありますけれども、この間フィリピンから来ました市長さんに米でも50俵もやってやるということで、そういうような意気込みのある農業の活性化もあってはいいのではないかなと思っております。そういうことも、やはりいろいろなことをやって、寒河江の農業が日本一の農業だということを見せていただくようお願いしたいと思います。

また、定番商品でありますけれども、今すぐとはいかないと思っております。やはり年々積み上げまして、いろいろな取り組みにより多くの参画を促して、地域の定番商品をつくっていくということが大切でありまして、これからも育てていくということを念頭に置いて頑張っていくのが、寒河江の農業の定番商品をつくることではないかなと思っております。

これからは大変な時代でありまして、やはり活性化をモットーにおいて頑張っていくという寒河江市の農業を全国に示していただきまして、頑張っていきたいと思っております。どうもありがとうございました。伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問で答弁申しあげましたけれども、つけ加えさせていただければ、特にこれから必要なのは、農家間、あるいは指導機関と、要は一生懸命農業に先進的に取り組んでいる方との話し合いの

場、お互い技術提携するというようなことが、これは先ほども申しあげましたけれども、これは必要でないかなと思っておりまして、寒河江は非常にこの辺は進んでおるとは思いますが、なおこういう技術進歩の、あるいは農業経営が難しくなる時代でございますので、それらに向けてのお互いの情報交換する、あるいは話し合いをするということが必要かなと、このように思っております。

それから、国外向けでございますけれども、今後やはり国内のみならず国外に向けての輸出というようにも頭に入れた農業政策をとらなくちゃならないんだろうと、このように思っておりますが、やはりいろいろな課題があるかと思えます。当地方で生産している農産物が、海外までに輸出するとなると日もちがどうかとか、それから外国に輸出する場合の検疫の問題等々がございますし、あるいは輸出コストというようなことが考えられるわけでございますけれども、やはり国内のみに縮こまっておらず、海外に向けた、視点を海外に置いたところの農業の考え方もやっていかななくちゃならないのではなかろうかなと。外国からだけ国内に入ってくるというものに劣らず負けないような、こちらからの攻めの農業というものも、日本はもちろんでございますけれども、当寒河江市におきましてもいろいろ考えていかななくちゃならないだろうと、このように思っております。

そういう意味で、いろいろ関係機関、あるいは生産者団体とも十分勉強していかななくちゃならないと、このように思っています。

以上です。

佐藤暘子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 3 番、4 番について、15 番佐藤暘子議員。

〔 15 番 佐藤暘子議員 登壇 〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市民を代表し、今、国民の怒りが沸騰している後期高齢者医療制度について、市長の見解を伺います。

このテーマについては、制度発足前の 2007 年 9 月議会と後期高齢者医療広域連合議会が開かれた 2007 年 12 月にも一般質問で取り上げ、問題点を指摘し、市長の見解を伺っているところです。

いよいよことしの 4 月からこの制度が発足するや、全国各地で混乱や戸惑い、怒りの声が沸き起こっています。末端の窓口になっている寒河江市のハートフルセンターにも、200 件を超える問い合わせや苦情の電話があったと聞いています。

この制度の問題点は、これまでも述べてきましたように、一つには年齢の制限を設けたことです。75 歳以上すべての高齢者を、これまで加入していた医療保険から切り離し、別枠の医療制度に組み入れました。年齢でくくりにする医療制度は、世界じゅうどこにもありません。

一つには、一人一人から保険料を徴収するということです。年額 18 万円以上の年金受給者からは、介護保険と合わせて保険料が年金天引きされます。また、これまで扶養家族で保険料を払う必要のなかった高齢者も、保険料支払いの義務が出てきます。

また、2 年ごとに保険料が見直しされ、医療費や高齢者人口がふえ続ければ、保険料はうなぎのぼりにふえ、政府試算では 2025 年には現在の 2 倍の保険料になるということです。

1 年以上の保険料滞納者からは、保険証を取り上げることができる制度です。これまでの老人保健法では、高齢者は持病が多いため、保険証を取り上げることがはしませんでした。国保加入者の中には、保険証を取り上げられ、命をなくした人も出ています。

また、健康診断も行政の義務ではなくなります。老人保健法では、予防を重視し、積極的な健診を進めてきましたが、高齢者医療制度では、法的な責任はなく、病気の予防も自己責任ということになります。

以上のほかにも、主治医制度、包括医療制度の導入など、この制度の内容が複雑でわかりにくく、たくさんの方の落とし穴があること。若い世代の負担を軽くし、負担の公平化を図るとしながらも、結局は医療給付費の国の負担分を削減し、高齢者と現役世代に重い負担を負わせる仕組みにほかなりません。

これらの医療制度に、全国の医師会から反対の声が上がり、山形県医師会も差別的で現状にも逆行すると、高齢者医療制度の撤回を求めています。この制度を導入した政府与党の中からさえ、改めるべきだという意見が多く出されています。この制度は廃止をし、国民の目線に立った議論を十分すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、後期高齢者の健康診査について伺います。

後期高齢者医療制度では、これまで老人保健法に基づいて実施されてきた基本健診を廃止し、高血圧、高脂血症など成人病や糖尿病予防に特化した特定健診となりました。保険者への実施義務はなく、努力義務となっています。

これまで、各自治体では、基本健診とがん検診に力を入れ、病気の早期発見、早期治療に効果を上げてきたところです。それが、糖尿病や成人病予防に特化した健診となり、これまでのように総合的な健診ではなくなりました。果たして、予防効果が上がるのだろうかとの疑問が残るところです。

山形県の広域連合では、特定健診は実施するとしていますが、実施は各市町村に任せられていると聞いています。寒河江市はどのような方法で実施するのか。これまでのように、がん検診なども含めた総合的な健診を、健診費用の補助も含めて実施すべきと思いますが見解を伺います。

次に、低所得者への保険料対策について伺います。

75 歳以上の後期高齢者の中には、年間 79 万円以下の基礎年金のみで暮らしている人も大勢います。低所得者には、国保と同じように 7 割、5 割、2 割の軽減措置がありますが、最低でも 1 万 1,100 円の保険料負担があります。年金受給額が、月額 1 万 5,000 円未満の方の保険料は、年金からの天引きではな

く、窓口での支払いとなっています。介護保険の保険料についても同様の徴収方法になっていますが、介護保険料の普通徴収では、約15%の方が滞納者になっています。このような方については、後期高齢者の保険料についても同様のことが予想されます。

老人保健法では、医療保険証の取り上げにならなかった人たちが、高齢者医療制度では、滞納すれば保険証取り上げという事態になります。資格証明書を発行するかしないかの裁量は、各市町村の判断に任されています。慢性の病気や身体の不調で、常に医療を必要とする人たちが、医者にかかれぬということにならないように、資格証明書の発行はすべきでないと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、通告番号4番、国民健康保険税の改定について伺います。

今議会に、国民健康保険税改定の議案が出されていますが、75歳以上の人たちが国保から後期高齢者医療保険に移ったことで、国保会計にどのような影響が出るのか。今回の改定により、国保加入1世帯当たり国保税の年平均額は幾らになるのか。前年度と比較すると、どれくらいの値上がりになるのか伺います。

一番負担が大きくなるのは、どの所得世帯か。また、低所得者に対する7割、5割、2割の軽減に該当する世帯は、国保加入世帯のどれくらいいるのか伺います。

次に、資格証明書の発行が増大しているのはなぜなのか、お伺いいたします。

国保税を1年以上滞納した人には、資格証明書の発行が義務づけられたことは周知のとおりです。以前、国保加入者は農家や自営業者などが大半を占めていましたが、最近ではパートや非正規雇用など、職場の社会保険に入れない人たちが増大し、国保加入者がふえていると聞いています。国保加入者は、農家、自営業者、退職者、そして社会保険などに加入できない勤労者など、所得水準の低い人たちが多く加入しています。所得がふえず、暮らしがますます大変になる中で、国保税の負担は市民生活に大変重くのしかかっています。食べていくことを最優先にしなければならない人たちの中には、わかっているにもかかわらず納められない人たちがいることも事実です。

私は、これまで議場でも、納める意思があっても本当に生活が大変で滞納している人たちに、義務だからといって機械的に資格証明書を出すべきではない。低所得者への配慮をし、病気の人が医者にかかれぬといった状況をつくるべきではないと申しあげてきました。

市長は、「滞納者に対しては、呼び出しをして相談に乗り、短期医療証の発行などで対応し、医者にかかれぬという状態にはしない。資格証明書の発行は、呼び出しにも応じず、払える状態にあっても払わない悪質者に出している」と答えておられます。

しかし、平成20年度5月23日付、山形県長寿社会課の資料によれば、平成18年度寒河江市の資格証明書発行件数は189世帯で、山形県内の自治体で一番多い発行件数になっています。

一方、ほとんどの自治体が短期医療証を優先して発行し、資格証明書の発行を抑えています。

私の調べたところでは、平成14年度決算時点での寒河江市の資格証明書発行件数は50件。短期医療証発行件数は149件となっています。それが、県の資料によれば、平成15年度からは、資格証明書の発行が短期医療証を上回り、平成17年度からは、資格証明書の件数が急激に増加しています。

寒河江市の対応が、なぜこのように変化したのか。何が原因なのかお伺いいたします。

以上、市長の見解をお伺いし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、後期高齢者医療制度についてでございます。

新たな高齢者医療制度として、後期高齢者医療制度が4月にスタートいたしております。本市においては、4月1日現在での被保険者数は6,280名で、この方々への被保険証の未着はありません。4月15日には、4,027名の方から第1回目の年金からの特別徴収がなされましたが、徴収事務に係る誤りもないところでございます。制度施行後の1カ月間における問い合わせなどの件数は302件でありましたが、5月に入り、これらの問い合わせ件数も大きく減少し、落ちついていることから、本市においては、おおむね順調なスタートを切ったものと考えているところであります。

国民の批判が強いこの制度は廃止すべきではないかとの御質問でございますが、本制度は高齢者の方々の医療を守っていくために高齢者の医療費を全世代で分かち合っていく仕組みであり、少子高齢化

社会にあっても、持続可能な高齢者医療制度として、制度の骨格や理念への理解と協力が得られるよう対応し、これ以上混乱と不安を与えることのないよう、迅速、確実な制度の定着を図るべきと考えているところであります。

現在、被保険者の負担軽減などが問題となっていることから、国では6月の第2回目の年金からの引き落としまでを目途に、制度の運用に当たりどのような問題点が生じているかの点検・検証作業を進めており、その結果を見ながら必要な手当てを講じることとしております。

市といたしましては、新たな見直しを行う場合には、地方の意見や実情を踏まえつつ、今まで以上に周知徹底に努め、地方へ負担を転嫁することなどなく、国の責任において万全の処置を講ずるよう、全国市長会を通じ要請しているところであります。

次に、後期高齢者医療の被保険者に対する健康診査についての御質問がございました。

これまで、40歳以上の方の健康診査につきましては、老人保健法に基づいて事業者が行う健診を受ける以外の方に対して、市町村が実施してまいりました。御案内のとおりでございます。

しかし、この平成20年度から後期高齢者医療の被保険者に対する健康診査については、広域連合で実施するようになっております。

御質問のとおり、広域連合での実施は努力義務ということになっておりますが、山形県後期高齢者広域連合では、保健事業の一環として健康診査を実施する旨、条例に定めております。そして、その実施に当たり、受診者の利便性や費用軽減を考慮いたしまして、市町村に委託することとしております。御案内のとおりでございます。

本市においては、広域連合から委託を受けて地元の健診機関で健康診査を実施するとともに、市で行うがん検診や介護保険の生活機能評価などと一体的に受診できるような体制をとっているところであります。また、健診料につきましては、全額広域連合から助成されますので、個人負担はございません。

次に、低所得者の保険料対策でございますが、山形県広域連合では、所得の少ない方に対する保険料の減額規程を条例で設けております。これは、世帯の所得に応じて保険料の被保険者均等割額を7割、5割、2割と減額するものでありますが、この減額した保険料相当分については、県と市町村が補てんすることになっております。このため、本市においても、平成20年度では、一般会計から後期高齢者医療特別会計に約6,500万円の繰出金も予算措置しているところでございます。

次に、資格証明書についてでございますが、後期高齢者医療制度では、費用負担の明確化と公平化を図ることを原則としていることから、被保険者一人一人に保険料負担をお願いしております。老人保健制度におきましては、被保険者の保険料負担がありませんでしたので、保険料の滞納はあり得ず、資格証明書の発行もなかったわけでありませぬ。

しかし、後期高齢者医療制度では、保険料の負担がありますので、保険料滞納に対しましては、滞納措置を行うこととなります。資格証明書は、特に事情がなく、十分な負担能力があるにもかかわらず、納税相談にも応じないで、納付しようとしないうる悪質な滞納者に交付するものであります。交付に当たっては、個々の事情を十分に考慮の上検討し、対応してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税関係の問題でございます。

国保から後期高齢者医療制度に移行した人数は、本市の国民健康保険に加入していた老人保健受給者が3月末現在で4,201人であり、この方が後期高齢者に移行した人数となります。

この移行に伴う国保税の減収につきましては、平成19年度と同じ税率で20年度を試算し、比較したところ、所得の変化や全体の被保険者数の減少傾向もありますが、約3億円程度と推計しております。

今回の国保税の税率改正に当たりましては、後期高齢者医療への被保険者の移行に伴う税の減収と、新たな後期高齢者支援金の納付や特定健診等の支出増などの結果、現行税率のままに据え置いた場合には、平成20年度には、収支差し引きで約2億2,000万円の不足が生じるものと見込んでおります。

これまで、国保会計は、平成14年度に大きく税率を改正して以来、所得の落ち込みなどを補てんする程度の改正にとどめ、毎年度の赤字分を給付基金でやりくりしてきたところでございます。そのため、給付基金の残高は、現在約1億円にとどまり、基金をすべて繰り入れたとしても、平成20年度はなお不足が生ずる状況でございます。そこで、平成20年度は基金を全額投入し、できるだけ税の上げ幅を抑えつつ、なお不足する額について、税負担をお願いしたいと考えているところでございます。

後期高齢者医療制度発足により、医療分に関しましては、老人保健拠出金がなくなることで下がる見

込みでございますが、新たに後期高齢者支援金分を別建てで賦課することになるため、差し引きでは平成19年度医療分よりは上がるものと考えております。介護分を含めた全体では、平成19年度と比べ、平均で1人当たり約15%の増、1世帯当たり平均で2万7,000円増の約21万1,000円と見込んでいます。

また、税率改正により、一番負担が大きい所得階層についての御質問がございましたが、世帯構成により税額が異なりますが、例といたしまして、夫婦子供の3人世帯で固定資産税額8万円の場合で試算しますと、所得で200万から300万の階層が最も増加率が大きく、前年対比で17.6%の増となります。

それから、軽減世帯数については、7割軽減が1,083世帯、5割軽減が311世帯、2割軽減が645世帯と見込んでおります。また、税の軽減に関連して、後期高齢者医療制度との関係では、新たに次の3点の改正を予定しております。

その第1点目は、これまで国保に加入していた方が後期高齢者医療に移行したことで、結果残された国保被保険者が単身の国保世帯となる場合、国保税の世帯別平等割を5年間半額にすること。

それから2点目は、低所得者に対するところの軽減措置適用への配慮でございます。現在は、低所得者の世帯に対しましては、所得に応じて7割、5割、2割の国保税の減額をしておりますが、このうち5割と2割の減額については、世帯の国保被保険者数に応じて、減額適用の基準が変わります。そのため、後期高齢者医療に移行したことで、被保険者数が減少し、これまでの軽減が受けられなくなるのを避けるため、後期高齢者医療に移行した人の人数もカウントして、これまでどおり国保税の減額を受けられるよう配慮すること。

そして、3点目は、社会保険の本人が後期高齢者に移行することで、その被扶養者であった方が社会保険から新たに国保に加入することになる場合、2年間その方の国保税のうち、所得割と資産割を全額、被保険者均等割等を半額に減額するものでございます。

以上の3点の軽減措置についても、今回改正したいと考えております。このことによりまして、軽減世帯数はさらにふえるものと見込んでおります。

最後に、資格証明書の発行についての御質問にお答えいたします。

資格証等につきましては、被保険者間の費用負担の公平化を図ることから、国民健康保険税滞納者に係る措置の実施要綱に基づいて、特別な事情がないにもかかわらず、国保税を納付しようとし滞納者に交付するものであります。

資格証等の措置に当たっては、滞納世帯の事情を考慮するため、事前に2週間の相談の機会を設定しております。ここで世帯の事情を把握するとともに、今後の納税計画を相談することになっており、その後、滞納措置審査委員会の審査を経て、資格証等の交付となるものでございます。

機械的に資格証を交付しているのではないかとこの質問でございますが、措置に当たっては、納税意欲がある方はその額の多少にかかわらず、また、福祉医療の受給者や世帯内に医療を必要としている方がいる場合は、納税相談していただくことで、短期保険証を交付するものとしております。決して機械的に資格証を交付することはないものでございます。

ただ、幾ら連絡しましても、納税相談に応じない方が、昨今ふえてきている状況にあります。そのため、昨年度から納税相談を夜間や休日にも開設するなど、相談しやすい環境の整備に努めてきたところであります。

このように、滞納者との対話の拡大を図りながら、納税計画の実行を促しまして、滞納額の減少に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は、午前10時50分といたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時50分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤議員。

佐藤暘子議員 第1問にお答えいただきましてありがとうございました。

第2問に移らせていただきます。

後期高齢者医療制度についてですけれども、市長も後期高齢者ですね。市長御自身、後期高齢者な

んで呼ばれて、どんなお気持ちですか。

まだ、75歳を過ぎたからといって、高齢者呼ばわりされるのは心外だと。まだまだ大丈夫だと市長は思っているんじゃないかなというふうに思うんですが、この制度というのは、やっぱり75歳を超えた人は、もうあの世に近いんだから、あんまり病院に行くなよと、医療費を使うなよと、長生きされると迷惑なんだよと、そういう国の考え方なんです。だからそれに対して、高齢者の方は非常に人格を侵害されたということで怒っているんです。一つにはですね。

それからもう一つは、この制度は、これからも保険料がどんどんふえていくということです。今は10%ですけども、これが高齢者の人口がふえたり、医療費がふえたりということになれば、10%が12%、15%とふえていくという制度になるわけです。ですから、高齢者の方は、市長は今持続可能な保険制度のためには、みんなが負担をしていかなきゃいけないということをおっしゃいましたけれども、この持続可能な保険よりも、まず私たちの暮らし、そして命が持続できなくなるんじゃないかと、こういう心配がある制度だというふうに思います。

若い世代の方の負担を軽くするんだというようなことを言っていますが、ことし高齢者の医療制度が始まったわけですけども、若い人たちの社会保険、あるいは健康保険などからは、もう保険料が高くなっていると言われてます。ですから、2025年までにはもう今までの保険料が倍になるというような試算がされておりますし、この制度を続けさせていくということは、国民の暮らしを破壊してしまう。そういう制度だというふうに私は思います。

ですから、際限なく国民に負担を強いる計画ではなく、もっと国の予算のむだ遣いですとか、それから、要らないものに、いろいろなところで予算を使っているわけです。そしてまた大企業などは、これまでにないほどのもうけをしていると。そういうところの法人税を今まで減税したままにしておいて、庶民にだけ減税を取りやめて元に戻すというようなことをしておりますけれども、大企業にはまだ法人税はそのまま低いままに据え置かれていて。そういうところを改める。そういうまず国の姿勢を改めていかなければならないんじゃないかというふうに思うわけです。

ですから、この法案は、この制度は廃止をして、もう一度国民全体が議論をして改めていくべきだというふうに考えますけれども、市長はその考え方をどう思われるかもう一度お聞きをしたいと思います。

それから、後期高齢者の健康診査ですけども、これは広域連合で行うと。そして、利用料も健診料も無料で行うというようなことですので、まず安心をいたしましたけれども、寒河江市としましても、この広域連合で行う健診とともに、やはりがん検診などについても、これまでどおり行うようにしていただきたい。高齢者の方は自分たちの健康に非常に不安を持っているんです。ですから、1年に一遍、そういう定期的に健診を受けていきたいと。そういう寒河江市の制度を持続してほしいと。こういうふうに願っているんです。その点はどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それから、低所得者への保険料の対策についてです。

私が申しあげているのは、低所得者で普通徴収の人。この人たちの滞納が介護保険の例でも見られるということから、そういう人たちは、後期高齢の医療保険であっても同じようなことが起きるのではないかと心配があるわけです。

国の調査でも、7割の人が保険料は安くなったと言っていますけれども、30%の人は負担増になっているんです。そして、その負担増になっている世帯も、所得の低い人ほど多くなっていると。年金収入の金額が177万円未満の層が39%を占めているというふうな調査結果を発表しています。

ですから、寒河江市の場合は、全所得層で下がっているというふうなことをお聞きしましたけれども、それでも全体を見ればやっぱり低所得者に負担がかかっていると、こういう中身だというふうに思います。

ですから、こういう人たちに、滞納したから資格証明書だと、すぐ資格証明書というのではなくて、やっぱりその人たちの相談に乗って、絶対にこれは資格証明書を出さないという市長の判断、決断があればこれはできることだというふうに思います。

広域連合の中でも、資格証明書を出さずか出さないかというのは、その自治体の長の判断に任せるといような内容になっているようですので、ぜひそのところは、高齢者の方が医者にかかれなくなるといようなことがないようにお願いをしたいと思います。その御決意があるかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、国保税についてですが、300万から400万の所得の世帯の方が非常に8万700円も上がっていますね。これは、納期というのが8期に分かれているわけですがけれども、1期で1万幾らも多く払わなきゃいけないと、こういうふうなことだと思います。300万から400万ぐらいの所得の方というのは、普通考えれば子育て世代なのかなというふうに思うんですけども、こういう方たちの負担が非常に高くなっていると。こういうことでは、何とかしなきゃならないのではないかと私は思ったわけですが、平成18年度の寒河江市の滞納世帯が、加入世帯のうちの約1割、10%になっています。これは後期高齢が始まる前の加入世帯ですので、7,265世帯というふうになっていますけれども、このうちで750世帯が滞納をしているというふうな結果が出ています。

この保険料がアップしたことで、もっと滞納者がふえてしまうのではないかと、こういう心配があるんですけども、その対策として、一般会計からの繰り出しなどをもっとふやして、税負担を軽くすることはできないのかというふうなことを考えているわけですが、その点いかがかお伺いをしたいと思います。

それから、資格証明書がなぜこんなにもふえたのかということなんですけれども、市長は悪質な人しか資格証明書は出していないというふうに言われましたけれども、189件も悪質な人がいるのかどうかということ。幾ら今さまざまな世代の人がいる、国保に加入しているというふうなことを言っても、189件も悪質で、呼び出しにも応じないというような方がいるとは思えないわけです。これは、機械的に資格証明書を発行しているのではないかなというふうに考えるわけですが、今、こういうふうな払えない人が出ているというのは、払えないぐらいの、保険料が高いからだというふうに私は思うわけです。ですから、このことについては、分納を認めるとか、延納を認めるとか、そういう対策をとるべきではないかというふうに思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 私も御指摘のように、その年代に入ったのかなと思っておりますけれども、だからといって気落ちするというようなこともございませんし、十分活躍しなくちゃならないなど、このように考えておりますし、制度上から見ればそういう線に達しておるのかなと、こういうふうに思っております。

この後期高齢者の保険証が私にも来ました。私がちょっと感じたのは、保険証が小さいということでございまして、これはやっぱりお年寄りといいますが、目が不自由になってきたような方にとっては、ちょっとこれは小さいのではないかなと、こう感じておりました。それ以外は特に問題ございませんし、先ほど答弁申しあげましたように、本市におきましては、スムーズに移行したなど、このように思っておりますが、その保険証の小さい問題につきましては、今後広域連合でも検討されるというように聞いておりますので、我々の意見というものも取り入れてきておられるというように、やはり国民の意見とか、あるいは要望とかいうものを聞いて、そして不安を与えないようにしていく、こういう制度にしていかなきゃならないと思います。

この後期高齢者の制度にしましても、御案内かと思いますが、10年ぐらい近くから話題になっておまして、制度がスタートしましても、法律が通ってから2年は経過しておるわけでございますから、その間、どう説明し、あるいは理解を求めてきたのかなと、こういうことがあるのかなと思っております。

また、発足してからまたドタバタ騒ぎでございまして、それが不安をかき立て、大きな問題に現在もなっておるわけでございますが、そのようなことのないように、1問でも答弁申しあげましたように、何にしましてもこういう少子高齢化の医療制度というものを国民全体の中で、どう考えて対応していくのかということを経験の方々にも、全部これを負担ということ、若い方が背負うような制度ということになりますと、これは現役世代の方々も大変な時代になるわけでございますから、後期高齢者だけの問題ではないと、このように思っております。

そういう意味での運用上の問題、あるいは受益者と負担との問題、あるいは現役と言われる若い人たちがどう考えているか。そして、国家全体としまして、医療制度というものをどう見ていくのかということが、非常に今最大の議論になっておるのではなからうかなと、このように思っております。(発言する者あり)

伊藤忠男議長 私語を慎んでください。

佐藤誠六市長 それから、廃止してと、こういうような話もございましたけれども、廃止しただけでは

この医療保険制度というものは、そのものがどうなるのか。破綻しないものなのか。それにかわるものをどのような制度に置きかえて、あるいは制度を持っていくのか、というような問題が当然出てくるわけでございます。今の後期高齢者医療制度というものをいろいろ点検、そしてまた検討しておる段階にございますので、それらを十分見守って、安心していけるような制度というものを確立してもらわなくてはならないと、こう思っておるわけでございますから、先ほども申しあげました市民の声というものを、全国の市長会等々におきまして出されておるわけでございますし、それが決議ともなっておるところでございます。

それから、健康診査の問題でございます。

これは、先ほど答弁申しあげましたように、これまでどおりということで行いますので、皆さんに御理解をいただけるものと思っております。

それから、低所得者の問題と軽減と、それから資格証明書の問題でございますけれども、低所得者の負担の軽減につきましては、国民健康保険につきましても、あるいは老人保健法の時代におきましても、今議論されておりますところの後期高齢者の問題におきましても、それなりの負担軽減ということは議論されておりますし、それなりの措置というものはとられるものと思っておりますし、その早い結論というものが得られるようにしてほしい。そして、国民に納得されるようなものになっていかなければならないと、このように思っております。

それから、資格証明書でございますけれども、先ほども答弁申しあげましたように、短期の証明書は出しております、資格証明書。それで十分話し合いをして、理由のある方、相談に応じた方に対しましては、短期の保険証というものを交付いたしまして、遺漏のないようにしておりますが、資格証明書を出すために、何も機械的に寒河江市がやっているわけじゃございません。

資格審査委員会ということで、十分話し合いをして、そしていろいろ事情を、個々具体的な話し合いの中でしておりますけれども、それにも応じないということではいられない。そしてまた滞納なさいっていると。こういうことでは、やはりこれは資格証明書を発行せざるを得ないのであって、それは最後の最後でございます、それまでに短期の保険証も出しておるわけでございますので、その辺は御理解いただかなくてはならないと、このように思っております、これは国保の場合も同じでございます。

それから、国保の対策としまして、一般会計からの繰り出しというようなお話もございましたけれども、これまでどおり国保は国保ということで、法制度上の繰り出しというものはしておるわけでございますけれども、それ以外に特別の補てんというようなことでの一般会計からの繰り出しというものは、これまでどおり考えておらないところでございます。

これまでも滞納者の方々につきましては、十分時間を与えて、お話をする機会をとっておるわけでございますから、相談に乗っていただいて、こういうことございまして、そのように申しあげたいと思っております。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 資格証明書の発行についてですけれども、国保の場合は189件という山形県では一番多い件数になっているわけです。これもさまざま話し合いをしながら、どうしても最終的な判断で資格証明書を出しているというふうなことを言われたわけですが、それにしてもこれは異常な数字だというふうに思うんです。何か話し合いとか呼び出しとか、そういう点できちっといっていないというのであれば、それを改善するという必要だろうというふうに思います。

寒河江市の場合は、住民票だけ残して人が住んでいないとか、そういう家族もあるというふうに聞いておりますけれども、そういう方たちが入っているということがあれば、そういうところも適切に処理をしていく。そういうふうにしなれば、何で寒河江はこんなに資格証明書出しているんだというふうに、県内でも非常に不名誉なことだというふうに思うんです。

ですから、本当に大変な家庭、国保税も納められない、またその他の住民税も納められないというような方がたくさんいると思います。そういう方に、親身になって相談をする。そして、そういう方の中には、多重債務を抱えて苦しんでいる方とか、介護で悩んでいる方とか、そういうさまざまな方がおられるというふうに思うんですけれども、そういう方のための、多重債務であれば寒河江市の無料法律相談に紹介するとか、そういう温かい血の通った相談をしていただきたいと、このように思うんです。

今、世の中が大変で、さまざまな犯罪とか事件とかいうものが起きていますけれども、こういうこと

もやっぱり生活が大変になっているから、こういうさまざまな犯罪や事件なんかが起きるのだというふうに思います。ですから、こういう犯罪とか自殺者とか孤独死とか、そういうこともふえていますけれども、この寒河江市からそういう人たちが出ることを防ぐためにも、やはり行政の仕事というのは非常に大事になってきているというふうに思います。

まず、根本から変えるためには、国のこのあり方を変えていかなければならないというふうに私は思いますけれども、それでもそういう国の悪政から市民や住民を守っていくというのが、自治体の仕事であるというふうに思うわけです。ですから、そういう意味では、やはり自治体の職員の皆さんも、市長も、本気になって今の状態に対して対応していただきたいということを申しあげて私の一般質問を終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 議員の話を聞いておりますと、低所得者イコール資格証明書につながっていくと、こういうふうに聞こえるんですがございますけれども、そうではございません。十分話し合いをしておるわけでございます。低所得者イコール資格証明書の発行であるとか、そういうものではないということだけは申しあげたいと思っております。

それから、議員がいみじくも申されましたけれども、住民票を移しているとか、あるいはほかの他市町に行って証明を受けて医療機関に通っているんじゃないかなと、こういうことの話がございましたけれども、ですから、まずは寒河江市民に国民健康保険を持っている方でございますならば、十分話し合いをしておるわけでございますから、それに応じてもらいたいと、こう思っております。そういう中からおっしゃられたようないわゆる家計の悩みなども、あるいは家計が背負っているところのいろいろな負担などの話も出てくるわけでございますから、こういうことが市民の福祉というものを考えるにおきまして、そして、安心して暮らせるような市民社会というものを構築する上で大切なことでございますから、ただ四角四面に資格審査会ということでやっているわけではございませんでして、そういう分野とのつながりというものは、十分機能してまいらなくちゃならないとかように存じておるところでございます。

杉沼孝司議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 5 番について、5 番杉沼孝司議員。

〔5 番 杉沼孝司議員 登壇〕

杉沼孝司議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、議員活動の中で、多くの若者夫婦や市民から寄せられた意見について、通告番号に従い、一般質問に入らせていただきます。

通告番号 5 番、少子化対策・子育て支援について伺います。

山形県改革推進室の推計によりますと、山形県の将来人口推計は、平成17年に121万6,000人であったものが、47年後の平成67年には、63万1,000人、約半分近くに減少する。寒河江市においては、4万3,625人が、1万1,893人、27.3%の減少で3万1,732人となり、特に15歳から64歳までの、いわゆる生産年齢人口の減少が著しく、2万6,449人から1万6,581人となり、9,868人の減少となるようであります。

県全体の減少率からすれば少ないわけですが、人口の減少は、消費の減退、生産の減少、ひいては経済活動の衰退を招き、市の将来の繁栄が危惧されます。

山形県の5月1日現在の人口は、119万840人と、前月と比べて524人減少したと発表されました。さらに、厚生労働省の人口動態統計による2007年の合計特殊出生率では、全国ではわずかに上昇したが、本県では2009年度目標の1.47人にはまだ及ばず、1.42人となっている。本県の少子化傾向は顕著で、目標との乖離が広がり、今後その対策を講じたいとしている。

市町村別で人口が増加したのは、山形、天童、東根市等、6市町だけであります。残念ながら、我が寒河江市においても、4月末現在で前月比71人の減少、前年比で111人の減少となっております。

よって、若者や子供が、将来に夢と希望を持って働き暮らせるよう、人口減少をできるだけ少なくするため、子育て支援には何よりも力を入れていかなければならないと思っております。

寒河江市においては、子育て支援として、放課後児童対策の学童保育や、乳幼児医療給付事業に力を入れているところでありますが、若い夫婦の方々から、今の経済、特に景気に左右される会社の給料状態などから、ガソリンや食料品の高騰に加え、子供の医療費、学習費等に苦労している。乳幼児だけでなく、義務教育課程児童生徒の中学3年生まで、医療費を免除していただけないか。小学生などでは、一人で病院にやることもできず、会社を休んで行かなければなりません。収入の減少になり、非常に大変だとの要望がたくさん出ております。

平成20年度、本市において、乳幼児医療給付事業として5,737万5,000円の予算を計上しておりますが、これは前年対比13%の減となっております。

そこで伺いますが、人口減少が危惧され、これらを何とか食い止めんとしているとき、子育て支援の一環である医療費給付予算がなぜ減少したのか。また、地球温暖化対策と並び他県、市町でも町の活性化と定住促進、持続的発展のため、さまざまな子育て支援を行っているところであり、子育て支援のさらなる充実のため、義務教育課程児童生徒の医療費を無料化にし、生活に密着した将来性ある子育て支援に特段の配慮をすべきと考えますが、市長の御見解について伺い、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

初めに、乳幼児医療給付事業の予算についてでございます。

平成20年度の乳幼児医療給付事業の予算額は、御指摘のように5,737万5,000円で、前年度の予算額6,593万2,000円と比較いたしまして855万7,000円少なく計上しております。

これは、乳幼児の医療費の一部負担割合が、これまでは3歳未満まで2割、3歳以上が3割負担でありましたが、健康保険法の一部改正により、本年4月から、就学前までを2割負担とし、就学後は3割負担となったことから、医療機関窓口で支払う自己負担分を助成対象としている本制度としましては、3歳から就学前までの分について負担が少なくなりますので、予算額も少なく計上することになったものでございます。

次に、義務教育課程児童生徒の医療費完全無料化についてでございますが、お答えいたします。

御案内のように、本市の乳幼児医療制度は、県に準じて実施しております。第1子及び第2子については、3歳未満の場合、扶養義務者の所得が限度額内であれば無料で、第3子以降は、所得にかかわらず就学前まで全員が無料となっております。

県では、平成18年度に制度改正を行いました。平成19年度を事業評価の期間といたしまして、就学前児童のいる世帯にアンケートを実施してまいりました。無作為抽出で1,000世帯でございます。県では、この結果などを踏まえて制度を見直ししまして、このたび給付に係る所得制限を緩和しておるわけでございます。

市といたしましても、これに合わせ、所得制限を緩和するため、今般条例改正を上程しているところでございます。この所得制限緩和によりまして、就学前の児童のいるほとんどの家庭で自己負担が軽減されるものと考えております。

乳幼児医療の無料化を義務教育課程終了年齢まで引き上げてはどうかという御提案でございますが、無料化枠の拡大などの独自制度を設けることは、市町村による財政力の違いなどによって対応がばらばらになって、住民に混乱を招くことになり、好ましいものではないと考えております。

平成18年度の県の制度改正以来、就学前までについては、独自の補助制度を設けている市町村がありますが、義務教育終了までに拡大している市町村はございません。

子育て支援策としましては、医療面からの支援だけでなく、お話がございましたけれども、いろいろな施策がありますし、どんな施策を重点的に推進し効果を上げるかを考える必要があるかなと思っております。

本市の子育て支援策といたしましては、市立保育所での延長保育や、乳児保育の実施、ファミリーサポートの設置、そして県内トップでございますところの学童保育、各種の育児相談などを実施してまいりまして、4月には新たに子育てサロンを立ち上げたところでございます。

義務教育終了までの医療無料化の拡大については、基本的には、国や県の制度として整備すべきものではないかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 ただいまのお答えで、乳幼児医療費の負担割合が3割から2割になったということで予算が少なくなった。これは大変喜ばしいことだろうというふうに思います。

しかしながら、少なくなった分がよかったというだけではなくて、その分ということだけでなく、子育て支援、いわゆる人口の減少が本当に著しく進むというふうなことが予想される中、県の方でも、今後この減少の歯どめ策に何とかもっと力を入れていこうとしている中でありますし、さらに義務教育課程までの医療費の無料化については、よその町で、福岡県の苅田町なり、日南町等でも行って、これにつきましても子育て支援対策の一環として、独自に無料対策を行っておるといふようなところがあるわけでありまして、県内の近隣の市町ではないとしましても、そのほかさまざまところを調べれば、まだまだあるんじゃないかというふうに思います。

いわゆる人口減少をどうやって少なくするというものについて特に力を入れていかなければ、県は県としての、都市としての機能を果たせなくなるような、あるいは各市町村も、その機能が果たせなくなるようなことになるんじゃないか、非常に心配されます。

例えば、今限界集落などということもありますが、そういうところは、いわゆる集落は人口がいなくなって立ち行かなくなる。これは市あるいは町にとってもそういうふうなことが進んでいくと、予想されるということじゃなかろうかと思えます。なつてからでは遅過ぎるわけでありまして、なる前にこういうもっと施策を進めながら、そしてそれらを防止をしていくというふうなことが必要じゃないかというふうに思います。

したがって、他町村でやっていないから、あるいは国や県の施策に甘んじるというか、それに従うということだけではなくて、やはり市でも独自にやって、特色を出して、より多い人口増加を、人口減少に歯どめをかけるというふうなことをしていかなければならないんじゃないかというふうに考えられます。

したがって、これらの施策をできるだけ早くから進めるべきというふうに感じますので、再考し

ていただければありがたいというふうに思います。

以上です。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 お答えいたします。

予算が少なくなったのは、乳幼児が少なくなったからということではございませんでして、取り扱いが変わってきたからということをお理解いただいたと思っております。

人口減少は、議員が御指摘のように、すべての、国でも同じですし、地方自治体でも同じですし、やっぱり活力の源だと思っております、それをどのように防いで活力をふやしていくかということがあろうかと思っております。

非常に今話題になっておる少子高齢化の問題で、お年寄りが世界的トップレベルでふえていく。そしてまた少子化という現象が著しく進んでおるという中に、いかに歯どめ、特に少子化に歯どめをかけるかということが、これは当然だれしも考えることでございますし、これは総合的な分野で、施策の中でも考えなくちゃならないわけでございますので、単に福祉だけの問題ではなく、全体として、国民の心の問題とか、生活の問題すべてにかかってくることだろうと思っております、そういう分野にも議論を広げて対策を講じないと、これは何とも歯どめはかからないような状態になっておるのじゃなかろうかなと、このように思っております。

ですから、人口減少対策というようなものは、総合的な対応というものが必要だろうと思っておりますし、まず本市におきましても、これまでも寒河江には住みたくなるようなまちだなど、こういう評価をいただいております、あるいは雇用の面でもいろいろな施策を講じておりますし、そしてまた交流の拡大を図っております。あしたから開催される花咲かフェアにしましても、きのうも私、下見に行ってきたんですけれども、オープンする前から花咲かフェアの会場に訪れている方がいらっしやると、こういう状況でございました。

ですから、あらゆる分野で寒河江市のよさというものを知らせていただく中で、この寒河江市で結婚してこの中で子供を育ててまいりたいというような風潮といえますかムード、そういう印象をみんなに植えつけていかなければならないと、こういうことだろうと思っております、ですから、福祉だけの問題だけでなく総合的な施策ということをお慮りに入れながら、まちに活性化を与えてまいらなくちゃならないと思っております、本市といたしましても、何も国がやったから、あるいは県のおりにしなくちゃならないとか、こういう気持ちはございません。これまでも市の独自の施策というものをとりながら、こういうふうに進めてまいりたいと、あるいはそのようにしておる分野もあるわけでございますので、本市なりのいい面をなおつくり出して伸ばして行って、少子化対策というものにも結びつけてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 少子化対策には、寒河江市としてはいろいろな施策を行っているというところでありまして、しかしながら人口の減少は残念ながら進んでいるというふうなことであります。

近隣の市町では、ふえているところにつきましては、何も金を出したから必ずふえたんだということではなかろうかとは思いますが、実際近隣でふえているところもある。これについては、定住促進、あるいは子育て支援ということであわせまして分譲地の住宅建築等に助成を出すとかいうふうなところもあるわけでありまして。

そうやって何とかまちの活性化なり、あるいは子育て支援、人口減少の歯どめ策をとっているというところがございますので、寒河江市もおのこの独自の対策をとっているということでもありますけれども、総合的な施策と、市独自だけじゃなくて国なり県なり総合的なものからやっていかなければならないとは思いますが、これらについて、もっと強く県なり国なりにも強く働きかけて要望をしていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。市民の声を、県や国にもっと身近に届くように働きかけをしていただきたいと思いますというふうに思います。

その中の一つに、この義務教育課程の医療費の無料化等についても御要望していただければ大変ありがたい。そして、やっていていただきたいというふうに思います。

ひとつ少子化対策、あるいは人口減少歯どめ策については、引き続きさらに強力に推し進めていただ

くようをお願いを申しあげまして、私の質問を終わりたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 国におきましても、地方の力というものは国の力とか、あるいは地方再生というものを打ち出して地方に力をつけていただこう。それが国全体の発展に結びつくと、こういうことは言うておるわけでございますから、地方の声というものを、いろいろな少子化対策のみならず、あらゆる分野において声を大きくして、それが通じるように、そしてまたそれが施策として結びつくようにしていきたいと思っておりますし、ただ国、県というだけじゃなくて、先ほども申しあげました市独自の考え方、市の方針に基づいたところの施策というものを、独自性というものを出すことによって県内外からの、そして国内からの目をみはるような本市というものを築き上げていくというようにしていかなきゃならないなと思っております。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は、午後 1 時といたします。

休 憩 午前 1 1 時 4 4 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越孝男議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 6 番、7 番について、16 番川越孝男議員。

〔16 番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 3 月議会で、民主的な教育行政について教育委員長に質問しました。残り時間の関係で、再質問については、次の機会に行うことにしていましたが、質問内容が重要かつ基本的な課題であることから、次の質問は 3 月議会での答弁を見た上で吟味をしたいと考えていました。ところが、3 月議会の会議録が、一般質問の通告締め切りまで届かなかったために、さらに次の機会に質問することといたしまして、今議会では、通告番号 6 番、7 番について質問いたしますので、市長並びに教育委員長の答弁を求めるものであります。

最初に通告番号 6、耐震対策について、市庁舎の耐震診断結果と、その結果を受けての市庁舎耐震対策及び市の耐震対策全般について伺います。

平成 7 年に発生した阪神淡路大震災は、建物の全半壊が 25 万棟、死者が 6,400 余名、うち 80% 以上の 4,831 名の方が建物の倒壊による圧迫死や窒息死であり、建物の安全性を図ることの重要性が明らかになりました。

寒河江市内にある活断層、村山盆地断層帯が、今後 30 年の間にマグニチュード 7.8 クラスの地震が、ゼロ% から 0.7% の確率で発生する可能性があるとの評価が発表されています。そしてその後、村山盆地断層帯は、北と南に分かれてそれぞれ地震を起こす可能性があるという発表がなされ、寒河江はどちらにも入っているわけでありましてけれども、下の方の断層帯は、従来のゼロ% から 7 ではなくて、0.002% から 8% の確率で発生する可能性があると言われております。

また、新潟県中越地震では、一部市町村の庁舎が損壊し、庁舎に入れず、一時使用不能となるなど、災害対策やその後の復旧活動に及ぼす影響の大きいことも明らかになりました。

私は、自然災害である地震の発生を防ぐことはできないが、地震で生ずる被害を最小限に食い止めるという、いわゆる減災対策が重要であると考えています。

そのような観点から、市庁舎の耐震診断を求めてまいりました。同時に耐震対策に関する国や県の支援策を初め、関係する制度などを理解するために、再三にわたって県庁や村山総合支庁に出向き指導をいただいております。その中で、寒河江市の耐震対策の不十分さや立ちおくれを痛感しております。具体例で申し上げたいと思います。

平成 18 年 3 月議会での私の一般質問に対する答弁とその後の対応が、そのことを如実にあらわしております。市当局は、市庁舎の耐震診断をするまでもないとしています。しかし私は、この判断は誤りであり、実施すべきだと思います。

その理由は、県が昨年 3 月に策定した「山形県公共施設等耐震化基本指針」によれば、寒河江市庁舎の耐震診断は、用途分類、建築年、建築の規模から見て、最優先すべきだと思います。また、県は 4 月 20 日、市町村の主管課長会議で、基本方針の説明をし、さらに具体的対策を講ずるため、5 月 11 日、市町村長を対象にした防災講演会を開催し、県知事及び危機管理監が直接要請されたそうであります。

そこで伺います。

この話を聞いて、市庁舎の耐震診断の必要性についてどう感じたのか。

市庁舎の耐震診断についての指導内容。

防災講演会にだれが出席したのか。

という質問をしたわけでありまして。

それに対する市長の答弁は、「本市の公用、公共施設の耐震化対策については、まず子供たちの安全を第一に考え、学校から取り組むことにしております。その他の施設については、そのあとと考えております。市庁舎は、構造が特殊ということで、通常の耐震診断の方法に当てはめることができないと言われており、仮にできたとしても、補強工事は現実的に難しいということです。このことから、耐震診断だけでも意味がありませんので、実施する考えは持っておりません。毎年の定期調査では、差し迫った危険はないということですので、今後も調査を継続しながら使っていきたいと思っております。なお、県からの耐震化基本指針をいただいておりますが、国の指導はありません」というものであり、市

民の安全・安心を守る立場からは、到底納得のできるものでありません。

しかし、幾ら市長に求めても解決、前進はないと判断をしました。

市庁舎の設計者である黒川紀章氏に、昨年1月、直接公開質問書を出す中で、黒川氏より法改正後の耐震基準は満たしていないこと。耐震補強工事は可能であることや、正式な依頼があれば、無償で耐震診断をしてくれるなどの回答を得て、昨年に耐震診断が実施され、20年3月10日付で寒河江市庁舎耐震診断報告書が届いたのであります。

その報告書によると、耐震診断基準による診断結果は、3次診断、いわゆる精密診断法によると、 I_s 値は、目標 I_{s0} 値の50から80%の耐力しかなくNGであること。

さらに、特殊な構造に対応した地震応答解析の結果では、一つ、三、四階部分を4本の柱から大ひさし先端にPC鋼棒による吊り材が使われているが、地震波による引っ張り破損はない。

二つには、大ひさしを支える大梁には問題がなく、大ひさし全体が地震による崩壊を引き起こすことはないと判断されています。

しかし、ヒンジ履歴では、建物全体を支える4本のコア柱の全耐力壁において、せん断ひび割れがあらわれ、2階、3階部のコア柱においてせん断降伏が発生しており、建物全体の倒壊を招く可能性があり、本建物は地震による崩壊の危険性があると判断されると結論づけられております。

私は、株式会社織本構造設計の協力を得て、株式会社黒川紀章都市設計事務所によるこのように科学的な耐震診断を無償で実施していただきましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

また、故人となられた前社長の黒川紀章氏が、たとえ寒河江市庁舎の設計者であったにしても、無償での耐震診断を申し出られ、引き受けていただいたことに対し、直接かかわった者として、故黒川紀章氏に謝意を表するとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

以下、4点について伺います。

一つは、市長は、これまで毎年実施している定期調査でも問題なく、市庁舎の構造は特殊で耐震対策ができないために、耐震診断はするまでもないと言われてきました。

しかし、今回の調査の過程で、補強対策ができることや地震による崩壊の危険性があるとの判断を受け、市長の率直な気持ちを聞かせていただきたいと思えます。

二つには、このまま放置することはできないと思えます。一昨日も本市、震度3の地震がありました。ことしに入ってから数回の地震があります。このようにいつ発生するかわからない地震に備えて、市庁舎の早急な耐震補強対策を実施すべきと思えますが、実施の時期を含めて市長の見解を伺います。

昨日5日付の市報に、市庁舎の耐震診断結果が載っていました。そして、今後の対策として、鉄筋コンクリートの耐力劣化を防止する工事を実施するとともに、書類の整理など庁舎への過重負担を軽減する対策を講じるとされています。

これも必要ですが、庁舎の耐震補強対策ではありません。黒川氏は、生前コア柱を鉄板で巻く工法を示されていました。また、今回の報告書の説明の際、2階に筋交いを入れる工法も示されたようですが、こういった補強方法が示されたのかもあわせてお答えをいただきたいと思えます。

当局は、市庁舎より学校の耐震化を優先したいとの一部報道もありますが、言葉の響きは幾らよくても行政の対応としては誤りだと思えます。

その理由の一つは、山形県公共施設等耐震化基本指針で、耐震改修などの優先順位を決定する基準が定められており、それに沿って実施されるべきだからです。耐震診断の結果が同じならば、重要度係数からして、市庁舎が優先されなければなりません。

二つ目の理由は、連日報道されている中国四川省大地震でも明らかなように、地震発生初期の政府の実態把握の難しさと同時に、そのおくれが、その後の対応に大きな影響を及ぼす要因であることが明らかになっています。市庁舎の崩壊は、まさにこういった問題を含んでいるからであります。

質問の三つ目は、市庁舎は築42年目を迎えます。また、手狭な状況になっているわけでありましたが、将来的にはどうしようと考えておられるのか伺います。

四つには、法的には「策定に努める」となっているわけでありませうけれども、新潟中越地震の検証を踏まえ、策定された県の計画に沿って、耐震対策を全庁的な体制の中で進められる体制と、寒河江市建築物耐震改修促進計画や、地震ハザードマップなどを早急につくるべきと思えますが、市長の御所見を伺います。

寒河江市の耐震対策の現状を見ると、寒河江市公共施設耐震化検討委員会が平成19年2月21日に発足し、2回の会議が持たれています。検討委員会の設置要綱を見ると、目的というべき設置では、公共施設のための耐震化の推進についての検討である、諸計画との整合性では、寒河江市振興計画などとの整合性に留意するとあるだけです。事務局は、総合政策課財務室となっており、まさに公共施設だけの耐震対策と、そのための組織でしかなく、一般住宅を含め、補助事業として事業展開ができる組織の対応や取り組みにはなっていないと思われます。

しかし、今やらなければならないのは、県の「公共施設等耐震化基本指針」に基づき、公共の建物はもちろんのこと、それと一般住宅を含む民間の建物も対象にした寒河江市建築物耐震改修促進計画の策定と、そのための組織をつくるのが急務だと思います。そのことによって、補助事業の道が開かれてくるものと思います。

具体的に事業を進めるためには、市の実施計画との調整を図るべきですし、国、県に対する重要事業の要望事項にも入れるべきだと思います。有利な補助を受けられる地震防災緊急事業5カ年計画では、県内の市町村の事業と県の事業を盛り込んで県が作成し、内閣総理大臣の同意を得るもので、災害対策基本法のもとに地震防災対策特別措置法がつくられ、その中に入っているわけであります。

したがって、寒河江市地域防災計画の中に寒河江市建築物耐震改修促進計画が位置づけられており、その計画が山形県建築物耐震改修促進計画との整合性がとれておれば、有利な補助事業が受けられることに結びつくと思うのであります。県は毎年市町村の担当者会議を開催し、説明と要請をしているのであります。

ところが、前述のとおり、本市の場合、全く対応がおくれているのか、進んでいません。なぜなのでしょう。こういうことがあってはならないということで、県は前に述べた平成17年5月11日の市町村長会議を開催したのだそうであります。その開催についての依頼文書によると、「このような総合防災対策にかかわる重要事項については、市町村長より認識を新たにさせていただくとともに、みずから先頭に立ち、課題解決に向けた対策を講じていただく必要があると考えております」とあります。出席者の報告書というべき回答書には、市町村長の日程がどうしてもとれない場合は、三役の方の代理出席をお願いしたいとなっていました。寒河江市では、生活環境課長が出席するとの報告がなされていたようであります。

ところが、前述のとおり、一般質問に対してはだれが出席したか、答弁がありませんでした。質問が終わってから、その当日でありますけれども、当局より市長は東京に出張、助役はJ Aと協議で、当初生活環境課長が出席の予定だったが、同日同時帯に、13市の生活環境課長会議が山形市役所で開催されたために欠席になったと書面での回答をいただきました。

しかし、主催した県や生活環境課長は、出席したと言っています。なぜ当局は出席しなかったことにしているのか不思議でなりません。また、出席したとすれば、課長からの復命はどうなっているのか。そこで県から提起されたことが、市の行政に反映されているのか疑問でなりません。

この間、寒河江市では機構改革が行われ、地域防災担当が生活環境課から総務課に変わったこともあったと思います。

しかし、今起きている現象は、一人一人の職員は、それぞれの部署で頑張っていることは十分理解をしています。しかし、全体的な企画調整機能の欠如であります。また、管理職の意識の問題も大きいと思います。

この原因は、退職者の不補充と常態化した草取りや水かけなどの本来の業務以外で職場は忙しく、当面の業務優先で先のことまで手も頭も回らないといった多忙化と要員の関係や、課内に管理職がふえたことに伴う責任所在の問題など、機構改革との関係なども含め検証することが必要だと思います。

また、耐震対策をめぐって、国からの指導はないと言われました。分権時代に入った今、昔のような国の指導がないのは当然であります。国は法律や制度をつくるわけで、市の行政はそれらの制度の中から寒河江に合うものを探し、その制度を活用できる計画や体制をつくるのが今求められているのだと思います。まさに自己決定、自己責任の時代であります。

県は、18年から27年までの第3次地震防災緊急事業5カ年計画の見直しについても、昨年の夏から全市町村に呼びかけ、ことしの3月に国の同意を得て見直しをされたそうであります。

市教育委員会では、学校の耐震診断優先度調査は、平成16年12月に終わって、3年半も過ぎているの

に、耐震診断の計画すらできていません。耐震診断を県の第3次5カ年計画に載せたいとの希望を持っていても、市の全体的な体制が整わないために、進められない状況になっているようです。したがって、教育委員会としても、制度や現状を調査研究していただいて、市当局に申すべき意見は申すべきだと思います。

法改正によって、建物の耐震化率の目標が、平成27年までに住宅及び特定建築物は90%に、庁舎や病院、学校、公営住宅については100%と改定されました。自治体にとっては、避けて通れない課題であります。さらに、建物だけでなく、今後橋の更新、かけかえも出てきます。莫大な財政支出が必要となります。自治体財政健全化法の四つの指標にも大きく影響してまいります。

したがって、客観的な財政支出計画をつくる必要があると思います。お祭りやカーニバル建設も必要かもしれません。しかし、市庁舎や学校を初めとする耐震化対策は、その前にやらなければならない課題だと思います。寒河江市の財政状況を直視したとき、私たち市議会も、市長の与党、野党の立場を超えて取り組むべき課題だと思います。

いろいろ述べましたが、寒河江市の現状を理解をしていただきながら、質問事項の4点目をお願いした具体的耐震対策事業が展開できる全体的な取り組みを早急につくっていただきたいという質問の趣旨を御理解いただきたかったからであります。

次に、通告番号7、政治姿勢について最近の行政対応をめぐる問題について伺います。

一つは、フローラSAGAEの改修についてであります。

5月21日の市議会定例懇談会に、フローラSAGAE3階の改修についての話がありました。それによると、美術館的な施設整備をし、市民の創作意欲の向上を惹起し、本市芸術文化の振興を図ることを目的に、フローラ3階のイベント広場を壁で仕切り、美術館的イメージの市民ギャラリーを整備するというものです。これは、実施計画や予算内示にもなく、施政方針や当初予算にも入っていない事業であり、唐突の感は否めません。

説明によると、現在のギャラリーホール、ギャラリー室は、郷間正観先生の常設展示場として活用。現在ギャラリー室の郷土ゆかりの芸術家の作品展示は、新しい市民ギャラリーの一部に移すというものです。

さらに、改修経費は3,800万円で、うち40%の国庫支出金が見込まれているとのことや、経費節減のため、空調や消防関係施設の変更をしないで済むように工夫し、ギャラリーの仕切り壁は天井までつけずに、スプリンクラーや空調が機能するように上部をあける構造を考えていることや、貴重な美術品などの展示作品を、火災や地震などの災害、そしてまた盗難や破損から守るための保管監視体制については、保険に加入しているので問題ないのではないかということでありました。

しかし、私は、本質的に違うのではないかと思います。

そこで、2点について伺います。

一つは、今回のように実施計画や予算の内示にもなく、当初予算にも載っていない事業を立ち上げる際には、議会に対し、全員協議会の開催を要請し、協議の場を持つようにすべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

二つ目は、改修することには反対ではありません。しかし、美術館的整備というのであれば、定例懇談会で説明された内容では問題があります。当局は、今後設計の段階で検討したいとのことでしたが、どういったことについて、どういう方向で検討されるのか。また、今議会で予算が議決されれば、検討の結果いかんにかかわらず、事業を進めるのか。それとも、検討結果によっては事業の見直しもあり得るのかもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、繰越明許費の対応について伺います。

同じように4月の定例懇談会に、平成19年度予算の種蒔ザクラ環境整備事業費及び繰越明許費並びに平成20年度予算の種蒔ザクラ環境整備事業費不執行についての説明がありました。平成19年度当初予算に1,300万円の議決を得ながら、20年度に繰越明許をし、なおかつ予算の不執行というケースは、これまでなかったような気がいたします。同時に、予算議決したにもかかわらず、種蒔ザクラ環境整備事業ができなくなったことは、極めて残念でなりません。

そこで、再発防止と今後の事業展開を図るという立場から、このような事態を招いた原因について明らかにする必要があると思うのであります。

その一つは、18年度中に相手との話し合いに基づき、19年度の当初予算で1,300万円の議決を得ながら、その後の執行に問題があったのではないかとということです。

二つには、20年度に繰越明許をした19年度の補正予算の提案に問題があったのではないかとと思われます。具体的には、補正予算提案時点で、相手との契約締結がなされておらず、20年度へ繰り越して事業をやる担保が得られていないにもかかわらず、補正予算が提案されたことです。もちろん、補正予算を議決した議員の一人として、私自身反省をいたしています。

しかし、予算審査に際して、契約もされていないのに、繰越明許をして、後に実はならなかったというのでは困るので、このことについての教育長の見解を求めたところ、「所有者の方からは、大変な御理解をいただきまして事業を進めることができいております。所有者の方の考えもまとまっておりますので、できるだけ早く移転できるよう頑張っていきたい」と、この表明を受け、事業進展への期待から、柔軟な対応で賛成しましたが、要件を満たしていない案件については、厳正に反対すべきだったと結果責任を痛感しているところであります。

同時に、こういった補正予算提案については、所管課のみならず、予算の査定や編成、提案をする財務当局や市長の判断が問われているのではないかと思います。再発防止策も含め、市長並びに教育委員長の見解を伺いまして第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず初めに、市庁舎の耐震診断結果に対する見解ということでございますけれども、市庁舎につきましては、御案内のように昭和42年に建築されたわけでありましたが、その当時の旧耐震基準に基づいて建築された建物でございます。

その後、昭和53年の宮城県沖地震を契機といたしまして、昭和56年6月に建築基準法施行令の大改正が行われ、耐震基準が強化されたわけでありまして、御案内かと思えます。

このように、市庁舎は、耐震基準が強化される以前の耐震基準に基づいて建築された建物でありますので、耐震性に疑問があり、地震により崩壊の危険性があるとの診断結果については、予想された結果であると受けとめているところであります。

しかしながら、この診断結果は、平成7年に発生した兵庫県南部地震クラスの大地震の地震動をコンピューターに入力してシミュレーションするとこのような結果が出たということであり、中規模程度の地震では、崩壊の危険性はないということでありまして、ひとまず安堵しているところであります。

なお、耐震診断結果につきましては、6月5日号の市報で、市民に対して診断結果の概要を公表したところであり、さらに市庁舎内で仕事をしている職員を初め全職員に周知したところであります。

次に、早急な補強対策が必要でないかとの御質問でございますけれども、市庁舎を含めた公共施設の耐震化につきましては、平成19年2月に設置いたしました寒河江市公共施設耐震化検討委員会の中で、耐震診断の優先順位を決定して施設の使用状況等々を勘案しながら、年度ごとの耐震診断の実施計画を策定し、さらにその耐震診断の結果を受けて施設整備の緊急性、耐震改修等の経済的効率性、児童生徒や市民の安全性等を視野に入れながら、耐震改修の実施計画を策定いたしまして、総合的かつ計画的に耐震改修を実施することとしているところであります。

市庁舎の耐震改修につきましても、今申しあげました実施計画の中に位置づけて対処することになると思っております。

なお、当面の手だてといたしまして、今年度にコンクリートの中性化防止工事を実施して、鉄筋の強度劣化を防止していくとともに、書類の整理など庁舎への過重負担軽減策を実施することにいたしております。

なお、補強工事につきましては、書面はもらっておりません。ただ話を聞いただけでございますが、その内容が4本の柱の2階部分を鉄板で巻くとか、あるいは2階に筋交いを入れるとかというようなことはどうかというような話でございました。

次に、将来を見通して庁舎をどのようにするかということにつきましては、市庁舎が建築されて既に41年が経過しております。耐用年数50年の8割を経過していること、耐震改修の技術的な面や機能性の確保、改修に要する費用などについて総合的に検討して判断する必要があると思っております。

それから、耐震化、本市全体の耐震化に関する計画等についてでございますけれども、建築物の耐震化は平成7年の阪神淡路大震災における犠牲者の8割以上の方が建物の倒壊等によるものであったことから認識をされ、これらに関する計画の重要性についても広く議論されてまいりました。

このような中におきまして、国は平成18年1月施行の改正耐震改修促進法によりまして、建築物耐震化の基本方針の制定や、都道府県の耐震改修促進計画の策定義務化と市町村の同計画策定の努力義務を示すなど、関係法規の整備等を通じて、地震における建築物の安全向上対策を推進してきたところでございます。

また一方、県におきましては、平成17年3月に山形県公共施設等耐震化基本指針の策定、同じ年の12月の県有施設耐震化実施計画策定以来、順次県公共施設の耐震改修を計画的に実施するとともに、平成18年の法改正以来、平成19年1月には、山形県建築物耐震改修促進計画を策定いたしまして、県内建築物の耐震化の目標や方法等を提示してきたところでございます。

本市の耐震化の取り組みにつきましては、平成17年度から、市民に対する耐震化促進の啓発の一環として、県と合同で山形盆地活断層帯による地震や一般建築物の耐震化対策への理解促進に努めるとともに、町内会単位に「我が家の耐震診断」と称した個人住宅の無料での簡易耐震診断や説明会などをきめ細かく実施するなど、第一段階として啓発事業や市民も参画しやすい分野での取り組みを進めてきたところであります。

本市の耐震化に関する計画につきましては、今申しあげましたように、寒河江市公共施設耐震化検討委員会を設置いたしまして、国の指針に沿って、公共施設の耐震化を総合的、計画的に進める観点から検討を進めておりますが、御質問の市の耐震改修促進計画につきましては、寒河江市建築物耐震改修促進計画を今年度20年度中に策定すべく準備を進めているところでございます。

この計画において、今後の大規模地震の備えとして、建築基準法で抜本的に耐震設計基準が改正された昭和56年以前に建築された既存住宅、建築物、公共施設も含めたすべての耐震化を促進するため、耐震性向上に関する総合的な施策の基本的な方向を示してまいりたいと思っております。

また、耐震改修のスケジュールでございますけれども、今後耐震診断を必要とする施設は、耐震診断を終了した市庁舎と中央公民館を除いて25施設であります。現在のところ、この25施設の耐震診断が終了しておらず、耐震改修を要する施設が不明な中で、耐震改修のスケジュールを決定することは困難であると思っており、今後耐震診断を実施して、結果が判明した段階で耐震改修のスケジュールを決定してまいりたいと思っております。

また、改正耐震改修促進法に基づき、国土交通大臣が定めた基本方針では、平成27年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率を少なくとも9割にする目標が掲げられております。

市の公共施設の耐震化につきましては、今年度策定することとしておりますところの、今申しあげました寒河江市建築物耐震改修促進計画において、基本的な方向性を定めますので、今後財政状況も勘案しながら、目標達成に向けて努力してまいりたいと思っております。

しかし、改修に当たりましては、多額の予算が必要になりますので、西村山地方総合開発推進委員会を通じ、平成21年度の西村山地方開発重要事業として県などに対し、耐震工事に要する費用等への支援を強く要望したところであります。

さらに、全国市長会におきましても、公共施設の耐震診断及び改修、補強を推進するための財政措置の充実を国に対して要望しておるところでございます。

以上申しあげましたけれども、今後はこの耐震改修促進計画をもとに、公共施設等については、市の耐震化検討委員会により進めることとし、一般住宅等につきましては、市民が計画的に行えるよう耐震化意識の啓発活動や情報の提供を行いながら、市としましても必要な支援策の検討を行うなど、総合的な耐震化対策を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、フォローの問題についてお答えいたします。

振興計画や実施計画、予算の内示など、市政全般にかかわる政策的な課題については、議会側に協議会の開催を要請いたしまして、私市長みずからが説明し、御意見を伺い施策を決定してきたところでございます。

また、議員懇談会につきましては、議会において諸連絡事項の確認や情報交換等がなされていると理解しております。

毎月議会で開催されるところの懇談会に、市長として制度改正や補正予算等であらかじめ説明し理解を深めていただきたいと思う案件があった場合は、担当者から議会に説明するため、懇談会の議題に加えていただくよう要請しております。

今回のフローラの問題につきまして、実施計画に掲載されていない場合は、全員協議会で市長が説明すべきでないかというようなお話のようでございますが、実施計画につきましては、御案内のように毎年3カ年のローリングで、振興計画に基づいた具体的な事業実施の計画を示すものであります。国や県の予算、市民の要望などいろいろな事情等により、実施計画と異なる場合が出てまいります。実施計画はあくまでも計画でございますので、実施計画と異なる事業を実施する場合、当初予算、あるいは補正予算を上程する中で説明させていただいておりますので、このことをもって全員協議会の必要性は考えていないところでございました。

次に、フローラの3階の改修部分の消防施設等云々について申し上げます。

フローラSAGAは、もともとが消防法上百貨店等とされる建物でございます。消火設備としては、スプリンクラーが整備されております。このたびの3階の改修に際しましては、既存の消防施設や空調設備の改修を伴わない形での改修を計画しているところでございます。

美術館の場合の消火設備といたしましては、万が一のときに美術品に水がかかるのを避けるため、スプリンクラー設備ではなく、ガスによる消火設備を備えているところが多いようでございますが、ガスによる消火設備の場合、使用されるガスが人体に対して影響を及ぼすものであり、ガスが外部に漏れないよう密閉する設備を施し、火災が発生した場合は、中にいる人をいち早く避難させ、中に人がいないことを認識した上でガスを放出させるようでございます。

さらに消火設備には、新たにボンベ室などの機械室を整備する必要があるということでございます。

フローラ3階の場合は、そもそも今申し上げましたように、百貨店としてのつくりのため、エスカレーターや天井、空調や換気設備を通してガスが漏れることが絶対ないようにできるのかどうか。また、新たにボンベ室などを整備しなければならないので、消火設備のスプリンクラーで対応することを考えております。

なお、ギャラリー開館中は、人を配置しまして、仮に火災が発生した場合は、スプリンクラーが作動する前に人による消火をすることも可能でありますので、美術品にはできるだけ水をかけないように対応してまいりたいと、このように思っております。

また、この改修関係の御意見を賜るところのチャンスを5月27日に設けたわけでございます。その際には、美術品の展示、あるいはそれがさらに創作活動に大きく強く反映して、展示意欲というものをさらに増してくるというようなことも出されまして、3階のギャラリー改修につきましては、出席者の方々からの賛成の御意見をちょうだいしたところでございました。

以上でございます。(終了の合図)

散 会 午後2時00分

伊藤忠男議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。